

# 主治医意見書作成料の請求

## 1 受付

(1) 受付期間 毎月1日～10日（郵送分は10日必着）

(2) 受付時間 午前9時～午後5時30分

(注) 受付期間を過ぎますと、翌月請求分として取り扱います。

土曜日・日曜日及び祝日の受付は行いません。ただし、10日が土曜日・日曜日及び祝日のときは受付を行います。

## 2 請求時の提出

(1) 請求書（別紙1）

(2) 明細書（別紙2）

(注) 保険者ごとに請求書・明細書を綴じます。（月遅れ分も含みます。）

意見書作成依頼書は、提出不要です。

他府県保険者は、取り扱っておりませんので、当該市町村へお問い合わせください。

## 3 返戻扱いとなる場合

- ・ 請求書の押印もれ
- ・ 請求書・明細書のみ請求
- ・ 保険者ごとの請求書添付不備
- ・ 大阪府以外の被保険者の請求
- ・ 意見書作成年月日もれ
- ・ 次月請求分（作成された月の翌月以降に請求して下さい。当月分は請求できません。）
- ・ 作成区分と請求金額が不一致

## 4 作成料の区分

介護保険主治医意見書の作成料は「在宅者」と「施設入所者」に区分され、それぞれ作成請求金額が定められていますが、この「施設」の定義については下記のとおり定められています。

- 1 施設とは、介護保険施設のみならず、社会福祉施設および医療施設であって、入院・入所機能を有するものを言います。
- 2 これらの施設の入院・入所者に対して、常勤・非常勤を問わず、健康管理を含む医学的管理を行なうことを業務とする医師が、その入院・入所者に関する主治医意見書を記載した場合は、「施設」に係る金額を支払うことになります。
- 3 これら施設の入院・入所者であっても、当該施設と関係のない医師が主治医意見書を記載した場合は、「在宅者」に係る金額を支払うことになります。
- 4 施設の退院・退所者であって、引き続き、当該施設の医師が主治医意見書を記載した場合は、「施設入所者」の係る金額を支払うことになります。

	在宅者	施設入所者
新規申請者	(5,000円+消費税)	(4,000円+消費税)
継続申請者	(4,000円+消費税)	(3,000円+消費税)

※ 継続 … 施設入居者は、前回と同一施設に入所している場合

在宅者は、前回と同一医療機関または主治医である場合

※ 消費税を加えた額を国保連合会に請求する。

(別紙 1)

# 令和 年 月分 介護保険主治医意見書作成料請求書

令和 年 月 日

保険者 ○○ 市町村 様  
広域連合

保険者欄には、大阪市・堺市等の  
保険者名を記入

保険医療機関  
所在地  
名称  
開設者氏名  
電話

押印もれに注意

印

保険医療機関コード	採択
○○-○○○○○	

採択欄には、  
病院／医院 . . . 1  
歯科医院 . . . 3  
老健施設 . . . 5  
介護医療院 . . . B を記入

下記のとおり請求する。

請求件数

請求件数は明細書の  
枚数を記入

請求金額

請求金額は明細書の  
合計金額を記入

保険者コード
*

HT ①
*

HT ②
*

\*印の欄は、記入しないでください。

**\* 注意 青色の原本以外では受付できません**

(別紙 2)

## 介護保険法による主治医の意見書の作成料請求明細書

令和 年 月請求分

意見書作成年月日が  
〇〇年〇〇月請求分の  
請求年月となります。

下記請求明細書を記入のうえ、保険者ごとに請求書を添えて大阪府国民健康保険団体連合会へ提出してください。

被 保 険 者 情 報	保険者番号	
	保険者名	
	被保険者番号	
	フリガナ	
	被保険者氏名	
	性 別	
	生年月日	
	住 所	
	依頼年月日	
	意見書作成年月日	
医 療 機 関 情 報	保険医療機関コード	
	保険医療機関名	
	作 成 区 分	
	請 求 金 額	

※主治医意見書の作成料請求明細書は、記載もれや記載誤り等が多いので、ご注意ください。

作成区分と請求金額の不一致に注意してください。

作成区分及び請求金額（消費税を含めた額）は次のとおりです。

1. 在宅新規 . . . 5,000円＋消費税
2. 施設新規 . . . 4,000円＋消費税
3. 在宅継続 . . . 4,000円＋消費税
4. 施設継続 . . . 3,000円＋消費税

上記項目のうち、あらかじめ保険者で記入が可能なものについては、すでに記入されています。他の欄については医療機関(介護老人保健施設、介護医療院を含む)で記入します。